

# 仕 様 書

## 1 件 名

ガソリンほか1件

## 2 適用範囲

この仕様書は、松江地区のガソリン及び軽油について適用する。

## 3 品名、規格、予定数量、納地

品名	規格	予定数量(ℓ)	納地
ガソリン	車両用2号	1,400	自衛隊島根地方協力本部松江募集案内所(島根県松江市東朝日町67-3)から <u>半径4km以内</u> のガソリンスタンド
軽油	車両用2号	400	

## 4 給油期間

令和6年5月1日～令和6年5月31日

## 5 給油時間

各給油所の示す時間中に給油を実施

## 6 給油及び給油票の取り扱い要領

- (1) 給油時、官側が示す給油票(A)、(B)及び(C)を給油時に受け取り、受付印を押印及び数量を記入すること。
- (2) 給油票(A)は、契約業者が一時保管すること。
- (3) 給油票(B)と(C)は、官側に提出すること。
- (4) 給油票(A)については、1ヶ月分毎に官側と数量点検を行い、数量突合が確認できた後、官側に提出すること。

## 7 検査

給油完了後、検査官による受領検査により検査完了とする。

## 8 その他

仕様書において疑義が生じた場合はその都度、自衛隊島根地方協力本部 総務課 管理班長 と調整をするものとする。

# 仕 様 書

1 件 名

ガソリンほか1件

2 適用範囲

この仕様書は、大田地区のガソリン及び軽油について適用する。

3 品名、規格、予定数量、納地

品名	規格	予定数量(ℓ)	納地
ガソリン	車両用2号	400	自衛隊島根地方協力本部大田地域事務所(島根県大田市大田町大田イ307-4)から半径4km以内のガソリンスタンド
軽油	車両用2号	20	

4 給油期間

令和6年5月1日～令和6年5月31日

5 給油時間

各給油所の示す時間中に給油を実施

6 給油及び給油票の取り扱い要領

- (1) 給油時、官側が示す給油票(A)、(B)及び(C)を給油時に受け取り、受付印を押印及び数量を記入すること。
- (2) 給油票(A)は、契約業者が一時保管すること。
- (3) 給油票(B)と(C)は、官側に提出すること。
- (4) 給油票(A)については、1ヶ月分毎に官側と数量点検を行い、数量突合が確認できた後、官側に提出すること。

7 検査

給油完了後、検査官による受領検査により検査完了とする。

8 その他

仕様書において疑義が生じた場合はその都度、自衛隊島根地方協力本部 総務課 管理班長 と調整をするものとする。

# 仕 様 書

## 1 件 名

ガソリンほか1件

## 2 適用範囲

この仕様書は、浜田地区のガソリン及び軽油について適用する。

## 3 品名、規格、予定数量、納地

品名	規格	予定数量(ℓ)	納地
ガソリン	車両用2号	400	自衛隊島根地方協力本部浜田出張所 (島根県浜田市殿町83-191 浜田 城山ビル)から半径4km以内のガソ リンスタンド
軽油	車両用2号	20	

## 4 給油期間

令和6年5月1日～令和6年5月31日

## 5 給油時間

各給油所の示す時間中に給油を実施

## 6 給油及び給油票の取り扱い要領

- (1) 給油時、官側が示す給油票 (A)、(B) 及び (C) を給油時に受け取り、  
受付印を押印及び数量を記入すること。
- (2) 給油票 (A) は、契約業者が一時保管すること。
- (3) 給油票 (B) と (C) は、官側に提出すること。
- (4) 給油票 (A) については、1ヶ月分毎に官側と数量点検を行い、  
数量突合が確認できた後、官側に提出すること。

## 7 検査

給油完了後、検査官による受領検査により検査完了とする。

## 8 その他

仕様書において疑義が生じた場合はその都度、自衛隊島根地方協力本部 総務課  
管理班長 と調整をするものとする。

# 仕 様 書

## 1 件 名

ガソリンほか1件

## 2 適用範囲

この仕様書は、益田地区のガソリン及び軽油について適用する。

## 3 品名、規格、予定数量、納地

品名	規格	予定数量(ℓ)	納地
ガソリン	車両用2号	400	自衛隊島根地方協力本部益田地域事務所(島根県益田市高津5丁目34-1 3 レジーナビル)から <u>半径4km以内</u> のガソリンスタンド
軽油	車両用2号	20	

## 4 給油期間

令和6年5月1日～令和6年5月31日

## 5 給油時間

各給油所の示す時間中に給油を実施

## 6 給油及び給油票の取り扱い要領

- (1) 給油時、官側が示す給油票 (A)、(B) 及び (C) を給油時に受け取り、受付印を押印及び数量を記入すること。
- (2) 給油票 (A) は、契約業者が一時保管すること。
- (3) 給油票 (B) と (C) は、官側に提出すること。
- (4) 給油票 (A) については、1ヶ月分毎に官側と数量点検を行い、数量突合が確認できた後、官側に提出すること。

## 7 検査

給油完了後、検査官による受領検査により検査完了とする。

## 8 その他

仕様書において疑義が生じた場合はその都度、自衛隊島根地方協力本部 総務課 管理班長 と調整をするものとする。